

総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 原子力小委員会
放射性廃棄物ワーキンググループ（第16回会合）

日時 平成27年2月4日（水）10：00～11：57

場所 経済産業省 本館17階 国際会議室

○小林放射性廃棄物等対策室長

定刻になりました。総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会原子力小委員会第16回放射性廃棄物ワーキンググループを開催いたします。

本日はご多忙のところ、多数の委員の皆様にご参加いただきまして誠にありがとうございます。

オブザーバーをご紹介します。本日は、原子力環境整備促進・資金管理センター 稲垣チーフプロジェクトマネジャー、原子力発電環境整備機構 近藤理事長、電気事業連合会 廣江副会長兼最終処分推進本部長にご参加いただいておりますので、ご報告いたします。

次に、お配りした資料の確認をさせていただきます。

お手元をらんください。

配付資料一覧に続きまして、議事次第、委員名簿、資料1として事務局の提出資料、資料2として、原子力環境整備促進・資金管理センターの資料でございます。続いて参考資料は2つございます。1つは現行の特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針、それから、参考資料2については、席上のみでございますが、昨年の放射性廃棄物ワーキングの中間取りまとめの冊子をお配りさせていただいております。

資料に過不足がございましたら、事務局の方までお申しつけいただければと思います。

それから、本日の委員の出席状況でございます。本日は新野委員と山崎委員、ご都合により欠席でございます。

それでは、増田委員長の方に、この後の議事進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○増田委員長

おはようございます。それでは、お手元の議事次第に従って議事を進めてまいりたいと思います。本日の議題ですけれども、「可逆性・回収可能性の担保について」、「NUMO、経済産業省等の活動に対する評価について」、こちら、いわゆる第三者評価ということになると思いますが、この2点であります。終了予定が12時を念頭に置いておりますので、委員各位のご協力よろしく

お願いしたいと思います。

今日の議題の関係については、昨年5月の中間取りまとめまで議論をしてきたものでありますけれども、その後、しばらく議論を行っておりませんでした。そこで、今日は初めに、原子力環境整備促進・資金管理センターの稲垣チーフプロジェクトマネジャーにお越しをいただいておりますので、諸外国での制度的な位置付けについて参考情報ということでご説明をいただこうと、こういうふうに思っております。資料番号ですと2の方になると思いますが、こちらを用意してきていただいておりますので、それでは、初めに稲垣さんの方からご説明のほうをよろしく願いたいと思います。

○稲垣原子力環境整備促進・資金管理センターチーフプロジェクトマネジャー

おはようございます。原子力環境整備促進・資金管理センター、稲垣と申します。

それでは、早速ですが、資料2に基づきまして、諸外国の地層処分におけます可逆性・回収可能性、それと第三者評価機関についてということでご説明いたします。

1枚おめくりいただいて1ページ目、こちらのほうに簡単ではございますが、可逆性・回収可能性について8カ国の諸外国の取り組み状況についてまとめてございます。国名の右側に制度上の位置づけというふうに書かれてございますが、これは何らかの法令等で位置付けられているかというところで丸、三角などを書こうとしたのですが、全部丸になってしまいました。

まず、上からスウェーデン。スウェーデンは安全規制の基準の中で、回収の措置、そういうものの安全性への影響を報告しなさいという義務付けがございます。それから、スウェーデンでは地下研究所で実規模のキャニスタの回収試験が実施されているという状況でございます。

続きましてフィンランドですが、現在、建設許可申請中、安全審査中ということでございますが、オルキルオトの処分場、ここでは政府が、ここが社会的な必要性としていいだろうというような原則決定というものを行っていますが、この中で閉鎖後の回収可能性が要求されているということでございます。フィンランドの現行法令上はこの要求はないのですが、この当時の原則決定ということで入っているというような形になっています。

それからフランスは、ここは唯一、可逆性という言葉が使われて、100年間以上の確保というものが法律で要求されているということでございます。規制基準については、そういう可逆性を考えても安全性が妨げられないことが要求されているということ、それと、地下研究所で実施する試験にはいろいろな目的があると思うのですが、廃棄物パッケージの回収というものを考えたらどうだというふうな示唆がされております。

続きましてドイツですが、ドイツは2013年にサイト選定法という新しい法律ができて、サイト選定がこれから開始されるということでございます。この中に高レベル放射性廃棄物処分委員会

という委員会がございしますが、この委員会の中で緊急時の回収、それから回収可能性をどう考えるかというような、そういう問題について要件を検討中というふうに聞いております。同様に、この委員会の中ではサイト選定手続、それをその前の段階に戻すという可能性についての要件も検討中というふうになっているということでございます。

それから、ドイツの規制基準でございしますが、閉鎖後の緊急回収に備えてということですが、パッケージの健全性が500年間という要求があるということでございます。あと、通常当たり前ということなのですが、操業時の回収可能性を維持しなさいということでございます。ただし、そういう回収可能性を考えたということで、長期の安全性に影響を与えないようにという要求はあるということでございます。

続きましてスイスですが、スイスは回収可能性を取り入れた国ということで法令ができ上がっていますが、安全性は損なわないようにしなさいということ、それから、閉鎖までは余りお金をかけないで回収が可能になるようにしなさいということ、それと、処分場における試験エリアというのがあるのですが、そこで埋め戻し材の撤去などの実証をしなさいというような要求がございします。あと、バリアの欠陥がある、そういう証拠があった場合、修復が不可能という場合は回収しましょうというような考え方が示されてございます。

続きまして英国ですが、英国は政府の白書というものに基づいてサイト選定等を行うということでございますが、操業段階において何か回収を行う理由というものが存在する場合は回収を行うのだという宣言はされています。あと、規制基準上は、回収可能性を考えたということで、セーフティーケースを作って容認しがたい影響があるというようなことになってはいけないということは規定されているということでございます。

続きましてカナダでございしますが、カナダは法律に基づいて長期の管理アプローチというものを決定したのですが、その中で回収可能性、それからモニタリングを実施しようというようなアプローチとして、適応性のある段階的管理と呼んでいますが、こういうものを国家方針としているということでございます。

最後になりますが、米国ですが、法律で操業期間中の回収可能性の維持が要求されており、その目的としては安全性であつたり使用済燃料中の有用物質の利用などということでございます。それから、規制基準のほうは、性能確認に係る審査が終了するまでということで、こちらの方に、50年以上になるのだと思うのですが、そういう期間中の回収可能性の維持を要求しているというような形になります。

以上で可逆性・回収可能性の取り組みということでご説明いたしました。

続きまして2ページ目、第三者評価機関ということでございます。下の注にございますが、各

国で第三者評価機関といった、そういう直接的な表現があるというわけではなくて、ここでは実施主体、省庁に対して何らかの評価、助言を行う組織を、いわゆるということで第三者評価機関としてまとめているということがまず前提でございます。スウェーデン、フランス、カナダ、米国、英国につきまして、それぞれそのようなものがあるかどうかということでまとめてございます。この表は、法的な位置付けとか、それから活動内容、活動費用がどうかというようなことでまとめてございます。

まずスウェーデンからまいりますと、スウェーデンは原子力廃棄物評議会という、昔KASAMと呼んでいましたが、ここが閣議決定により設置されているということでございます。活動の内容としては、3年ごとに研究開発実証計画というのが出されるのですが、その評価を行うということで評価報告書が出されます。それから、現状技術の分析というものは、これは毎年、このスウェーデンの評議会が出すというようなことになっております。活動の費用については、これは事業者が出した基金が負担するということになっています。

続きましてフランスですが、国家評価委員会、CNEというところが2006年の放射性廃棄物等管理計画法に基づいてつくられているということです。彼らは、研究、それから調査の進捗状況、これを基本方針に基づいて毎年評価するというような役割になります。フランスは、これは国家予算によって運営ということでございます。

続きましてカナダですが、カナダは廃棄物管理機関というNWMOの内部にあるのですが、諮問評議会というところが活動内容のところにございますが、実施計画の案であったり公衆関与のプログラム、そういうもののレビューをするという役割がございます。この活動費については、内部組織でございますのでNWMO活動予算ということになります。

続きまして米国ですが、放射性廃棄物技術審査委員会、MWTRBというところでございます。これは87年の法律に基づいて作られているということでございます。この米国の評価組織は、技術、それから科学ということで極めて絞られたところの有効性の評価を行うということでございます。この米国の組織についても、廃棄物の基金の方から支出ということで、国家予算として決めた上で基金から支出という形が米国で取られているということでございます。

最後、英国ですが、放射性廃棄物管理委員会、CORWMということで、これは2007年に再編ということなのですが、当初は処分概念というか、地層処分を選択するかどうかというような検討をするというのが主な目的であったのですが、2007年に少し位置付けが変えられて、白書の中で作られたというか、内容が決められているということでございます。この機関は、現在は独立した精査、政府へ助言というような、そういう活動ということでございます。活動費については英国政府の予算という形になるかと思えます。

簡単ですが、こういうふうにとまとめて、3ページのほうに「おわりに」ということで2点、可逆性・回収可能性と第三者評価についてということとまとめてございます。

まず回収可能性については、諸外国において何らかの形で検討されているということはあるかと思えます。あと、安全性の観点から規制基準などで安全性を低くしてはならないというような、そういうケースが多いということとございます。先ほどご説明いたしましたように、フランスのみ明示的に可逆性の確保ということが求められております。実質的には技術的な検討としては回収可能性に近いものになるわけでございますが、一応、法律上の規定としては可逆性という言葉でございます。そのほか、現在ドイツで回収可能性などについて要件を検討中。なかなか議論に入らないという状況になっていますが、今後検討するというところでございます。

それから、第三者評価については、いわゆるという形になりますが、各国様々な形態、それから法的根拠等で組織が設置されて活動しているということ。それから、位置付けというか、それについて分けてみると、スウェーデン、フランス、カナダ、米国は、それぞれかなり政府、実施主体の計画の実施内容というものについて評価を行って、いわゆるピアレビュー的な組織ということですが、英国は、独立助言機関というような少し柔らかい関与というふうに見えるのですが、政府はどうするというふうな、その評価結果、意見などについて扱うやり方は余り明確になっていないという国ではないかと思えます。

以上、ご説明なのですが、この後に先ほどご説明した少し詳しい内容を参考資料として載せてございますので、ご覧いただきたいということですが、5ページ目をちょっと開いていただくと、先ほどスウェーデンで回収の試験をやっているというご説明をしたかと思うのですが、これがこのような仕組みでやられているというような絵を載せてございますので、これをご参照いただければというふうに思います。

説明は以上でございます。

○増田委員長

どうもありがとうございました。

ご質問の時間を後で取りたいと思いますが、続いて事務局のほうから、資料1に基づいて今日の議論の中心のところになりますが、それについて説明をお願いしたいと思います。

○小林放射性廃棄物等対策室長

資料1、お手元の資料をご覧ください。

「可逆性・回収可能性の担保、NUMOや経済産業省等の活動について」という標題でございます。

1ページでございますが、前回、これと同じ資料をお配りをいたしております。制度的位置づ

け、特に基本方針の改定を当面念頭に置いたときにどういう論点があるだろうかということを中心に大きく3つ整理をしてございます。前回は、この（１）地域の合意形成に向けた仕組みというのを昨年からの議論の延長ということで議論させていただきました。今回は（２）、（３）について議論を進めさせていただきます。

（２）のところに2つ内訳を書いておりますが、可逆性・回収可能性の担保というときに、これは昨年の中間取りまとめで主にどういうことが議論されていたかということを出して書いたものでございますが、2つ整理をしてございます。

1点目には、将来世代による処分方法の再検討と、報告書ではより良い方法が再選択できるような記述がございましたけれども、そのためには代替オプションの調査研究というのもしっかり進めていながら、それを節目節目でしっかり評価していくということが大事ではないかということが議論されてきたと思います。

それから2点目でございます。回収可能性を担保する技術の調査研究と評価というふうに書いてございます。この可逆性というのは非常に言葉自体大きな、幅の広い定義でございますけれども、それを技術的に担保するには、回収可能性が技術的に担保されていなければならないということでありまして、これが本当にできるのかという意味での技術的な担保、それから、それが未来永劫できるということかどうかといいますと、安全とのトレードオフのようなことがあり得るということでございますので、もしくはそもそもの地層処分と、人間管理を必要としないという概念とのコンフリクトもあるということだと思います。そうした意味で、何かあったときの安全弁として回収可能性を担保するんだけど、それをどう技術的に確立していくのか。それから、それをどのような期間なりで考えていくべきなのかというようなことを調査研究しながらやっていくというようなことが必要だというふうに議論されたわけでございます。

（３）のほうは、評価ということで、今、稲垣氏からのご説明で第三者評価、いわゆるということで、前回の中間取りまとめでもそのような表現を使いましたけれども、必ずしも各国、第三者評価というふうに言葉を使っているわけではないということで、ここでも評価というふうにしてございますけれども、独立性のある評価というふうに理解をしてございます。それについては、まずは技術の面ということ、それから処分地選定の適切性ということ、それに加えて、昨秋からもこのワーキングで特にセカンドオピニオンということを何回かご意見を頂戴してございました。その3つに分けて、この評価というものがあるんじゃないかということで書いてございます。これらを今日、一体的にご議論いただければということでございます。

2ページ目は可逆性・回収可能性についてということで、昨年5月の中間取りまとめで報告書に記載したものをそのまま書いてございます。説明を割愛させていただいて、3ページ目のほう

に入りたいと思います。

今回、可逆性・回収可能性の話とともに評価と一緒に議論したいと考えてございますけれども、特に評価機関の話でございます。これは、昨年の5月の段階では原子力委員会が1つ有力ではないかというような記述、それに関していろいろご議論も経た上でそういうような整理をしたところでございますけれども、その原子力委員会というものが、その後どういふふうに移しているのか、それから、法的にはどう位置付けがあるのかということ。今の稲垣氏からのご説明と、ある意味対比しながらご紹介させていただきたいと思います。

原子力委員会は、原子力政策について企画、審議、決定等を行う機関ということで、原子力委員会設置法、原子力基本法に淵源のある法律に基づく設置機関ということでございます。その法律の中には、政府、関係大臣に対する勧告権というものも規定されているという機関でございます。独立の機関ということで内閣府の下に設置をされてございます。この原子力委員会につきましては、在り方見直しのための有識者会議というものが、これは、このワーキングと昨年並走するような形でスタートし、一昨年、ちょうど1年強前にこの有識者会議が取りまとめられたわけですが、それまで中心になっていた原子力政策大綱の策定といったような事務は廃止する一方で、ある種、選択と集中ということだと理解をしますけれども、高レベル放射性廃棄物の処理、処分、それからもう一つは原子力の平和利用ということ、こうした活動に重点を置いていくべきではないかという提言がありました。

これを踏まえまして、ちょうど昨年の通常国会で設置の見直しのための改正法案というものが審議されまして、今ご紹介したような観点からの改正の法案が昨年6月に成立していますけれども、実際の施行は昨年末、ちょうど1カ月強前の昨年末でございます。そこで新原子力委員会ということでスタートしてございます。

それからもう一つ、法的には淵源がもう一つございまして、まさに我々が議論しておりますところの通称最終処分法と我々が呼んでいるものでございます。この中では、経済産業大臣は2つの局面において原子力委員会の意見を聞かなければならないというふうに定められてございます。1つは基本方針の策定及び改定するとき、それからもう一つは、最終処分計画、これは処分の量であるとか、それからスケジュールとか方法であるとか、そうしたものを具体的に定めるという計画でございますけれども、この改定の際には、あらかじめ原子力委員会の意見を聞かなければならないというふうに定められているところでございます。この処分計画といいますのは、法律に基づいて5年ごとに改定をするということ、それから、概要調査地区及びその後の法定調査の地区選定が進展するときには、この地区を定め、閣議決定するという意味において、この処分計画を改定するということが法律上決められているものでございます。ただ、今までこの地区選定と

いうものが一つも行われたことがないというのはご案内のとおりでございます。

矢印の下でございますけれども、これは経済産業省としての考え方ということでございますけれども、今ご紹介したような法的に強い権限のある原子力委員会、それから、見直し後、高レベルを初め放射性廃棄物の処理、処分を前提事項として扱っていく組織ということで行政府で議論をし、昨年法改正されたということでございますけれども、この原子力委員会の関与というものが、この政策にしっかり有効に機能していくということが大変重要であろうということで考えてございます。

端的に申し上げますれば、昨年議論されてきた、いわゆると申しますけれども、第三者評価の仕組みというものを現行の法体系の中では原子力委員会がしっかり果たしていくというようなことが、この先、まだ立ち上がったばかりでございますけれども期待されるところであり、そうしたことを政府としては追求していきたいというふうに考えているということでございます。

以上、前提としてご紹介した上で、4ページ以降に入っていきたいと思います。

4ページ、可逆性・回収可能性の担保①と書いてございます。上半分に問題意識、下に制度的な位置付けを検討すべきポイントという構成、前回と同じでございますけれども、特に代替処分オプションの調査研究というものがどういうふうに進めていくかということでございます。おさらいを兼ねて上半分、簡単にご紹介をしますけれども、このワーキングでも地層処分が現時点で最も有望であり、科学的知見の蓄積が十分にあるのはこの方法である。しかしながら、これは数世代に及ぶ長期的な事業であり、常に他の選択肢を留保しながら、今後の科学的知見の進展を踏まえ、将来世代が最良の方法を再選択することが可能となるようなアプローチをとることが不可欠であると、そのようなご提言を昨年いただいたところでございます。

こうしたことを踏まえますと、下半分でございますけれども、国、これは経産省及び文科省が中心になって推進してございますが、それからNUMO、それからJAEAを中心とする関係研究機関、これらが地層処分についての調査研究を進めつつ、地層処分の技術的信頼性を自ら定期的かつ継続的に評価していくということをしっかりやっていくということ、これを確認したいというふうに考えております。しかしながら、前段のご紹介のとおりでございますけれども、あわせて代替処分オプションの調査研究も推進するということが可逆性の実質的な意味での確保、担保に資するということだということで、これもしっかりやっていくということを明確にしていきたいと思っております。

これらについては、先ほど申しましたように自ら評価を行うということでありますけれども、その成果を先ほどのご紹介した原子力委員会に定期的に報告をし、評価を受けて、その信頼性の向上にこのサイクルを活用していくということが大事だと思います。それから、先ほどの、これ

もご紹介しました処分計画の改定というのは、これは節目節目で来るわけでございますけれども、そうしたときには、原子力委員会がそれまでの様々な調査研究をオーバーオールに評価して、このときに意見の多様性であるとか専門性の確保ということが観点として大事だと思いたけけれども、そうしたことを確保しながら、今は地層処分を進めていくということですが、他の方法も見ながらその妥当性について審議し、意見をするというようなことを明確化していくということが大事ではないかということで事務局の提案として書かせていただいております。

5ページ目でございますけれども、今、代替オプションなり代替技術ということでお話をしましたけれども、では、どういうものがあるのかということでございますが、5ページ目の上半分は現行の技術のご紹介ですので割愛しますが、真ん中から代替処分技術ということで幾つか書いてございます。3つほど書いてございます。これは事実関係として申し上げて、何かものすごく多岐多様な技術があるというわけではないということでございます。それから、今からご紹介するものは、いずれも地下に廃棄物を持っていく、そしてそれを、そういう意味では処分地を探さなければならないという意味においては、現行の概念と同じということでございます。

1つは減容化・有害度低減技術ということで、今日は技術論をする場ではないということで簡単にしますが、廃棄物に含まれる長寿命の核種を短寿命の核種ないし安定核種に変換をしていくという技術があり得るのではないかと。それを実規模でどうやって実証、確立していくかということとは今後の課題ということでございますけれども、そうした研究開発が1つあるということでございます。それから、先ほど申し上げたとおり、この技術開発が何か地層処分を不要にするというような前提で議論がされているわけではなく、最終処分の負担を、この技術進展により軽減していくことができるのではないかとというような観点で、この研究開発が進められているということでございます。

それから、使用済み燃料の直接処分というのを2つ目に書いてございます。現行は再処理後の廃液をガラスで固めるというガラス固化体を最終処分法上も処分方法なり廃棄体として想定してございますので、もし、例えばスウェーデンやフィンランドのような形で直接処分ということでいきますと、現行の法律上は、これも代替オプションということになるというふうに思います。現在これは今後の研究課題、どういうものがあるかということを調査研究中ということでございます。平成25年度からそうした検討を始めてございます。

それから超深孔処分というもの、これはもうここに書いてあるとおりでございますけれども、人工バリアを必要としないような非常に深いところに持っていくという、そういう意味では人工バリアと天然バリアの多重バリアということではないという意味において代替というふうにご紹介してございますけれども、そうしたような方法もあるということで、その技術的成立性の検討

というものを開始してはどうかというふうに考えているところでございます。

いずれも地下の処分地が必要ですが、今の法律で想定されている狭い意味での現行処分方法とは違うものとしてご紹介をしておきました。

それから、念のためということで、6ページでございますけれども、今日お集まりの委員の方との関係では誤解がないというふうに理解をしていますけれども、例えば宇宙処分であるとか海洋底処分であるとか氷床処分であるとかというようなことを現行追求し、それを将来地層処分と比較検討しようということではないというのが、先ほどご紹介した代替処分オプションとの比較検討ということの意味でございまして、こうしたものについては技術的信頼性の問題、それから別途の制約から現時点で選択肢にならないというふうに考えておりまして、それから、長期管理、最後は制度的管理から離そうということも前提としながら技術開発を進めていくということだということで、念のためご紹介をしておきます。

続いて7ページに入らせていただきまして、回収可能性の話でございます。問題意識ということで、昨年の中間取りまとめでも、操業開始後も処分場閉鎖の最終判断を行うまでの間は、どういふことがあるか不確実性に備えておくことが大事だというふうなご議論がありました。それから、将来世代の再選択ということも先ほどご紹介したとおりでございます。そうした意味で、処分場に定置した後でも回収できるようにするための対策を講じることが必要だと、そういうお話でございました。ただ、これについては概念上のトレードオフがあり得るということ、それから、工学的にも一定の制約なり限界というものがあるのではないかという論点がございまして、これは概念として取り入れるとしても、どのように進めていくのか、どの程度確保するのかというのはこれから議論していくことが必要なものだというふうに理解をしております。そういう意味で、下に書いてございますけれども、廃棄物を処分場から安全に回収するための工学的手法に関する調査研究を進める。これは技術論になりますけれども、それとともに、処分場を閉鎖せずに安全に管理することが可能な期間等に関する調査研究というものも進める必要があるだろうということで、そのように書いてございます。

それから、これ自身、これは先ほどの技術全体の中の内数になりますけれども、調査研究主体の自らの評価ということとともに、原子力委員会の方でピアレビュー、評価をしてもらい信頼性を高めるということが、これも大事だというふうに考えてございます。

回収可能性に関する取り組みということで、8ページ、これは確保するための技術開発、若干スタートしているところがあるんでございますけれども、先ほど、例えば稲垣氏からのご紹介の中でも諸外国の例ということでありましたけれども、日本でも一部実施中ということでご参考までにつけてございます。時間の関係で飛ばさせていただきます。

9ページでございますけれども、これまで、このワーキングでは第三者評価ということで議論されてきた評価の話でございますけれども、処分オプションについては、先ほど来ご説明しているとおりでございます。技術についてみずから評価をし、原子力委員会に定期的に評価をしようということ、それから、処分計画改定時などにおいてはより俯瞰的な評価を受けるということとございましたけれども、並行して処分地選定に関する適切性の評価も大事だというようなことも昨年からご指摘のあるところでございます。

こちらについて問題意識、これまでの議論ですので説明を割愛させていただきますけれども、下半分のところを見ていただいて、こちらについてもあわせて原子力委員会に定期的な報告、そしてその適切性についての評価という仕組みを明確化しておいたほうがいいだろうということで、そのように書いてございます。法律、それから政省令、その他、今回ご議論いただいている基本方針等々にさまざまな留意事項であるとか手続というものが規定されており、また、この後必要に応じてそれを見直し、充実をさせていくということとでございますけれども、そうしたものがしっかりと遵守されているだろうか。それから、特に処分地選定が進めば、住民との関係で十分な情報提供がされているだろうかというようなことを整理をし、報告し、それに対する評価を受ける。そのプロセス全体が国民に見えていくということが大事だろうというふうに考えてございます。

それから、処分計画というのは、先ほどご紹介しましたとおり概要調査地区であるとか精密調査地区が決まる前の段階で原子力委員会の意見を聞くということ、これはもう法にもう既に内在化しているところでございますけれども、そのときに、今申し上げたような観点でしっかりとチェックしてもらうということ、この観点を明確化していくということも大事ではないかということを書いてございます。

それから、10ページでございます。今までセカンドオピニオンとして議論されてきたことをもう一度再掲しているところでございます。そういう意味では、前回1月にご議論いただいたことをもう一度書いているところでございます。この点につきましては、これもある意味住民の側から見た我々ないしNUMOの活動の評価というものに資するという意味で、同じ評価のタイトルの下に位置付けも可能だということを書いてございます。前回のご議論の中では、その対話の場のところでの議論を主にさせていただいたわけですが、特に経産省、NUMO以外の例えばということで、あの議論の中では委員の方からも、例えば学者であるとかNPO、NGOであるとかといったようなご紹介があったかと思っておりますけれども、そうしたような方の活動資金をしっかりと確保し、その資金の、委員の方から「紐付きでない」というようなご発言もありましたけれども、そうした点を確保していくということが大事だというお話がありました。そこについて、

今後考えていくことが大事だなということで、11ページの方に移っていただければと思います。

左上の方をご覧いただければと思います。これは前回、こちらのほうにお配りした資料につきまして委員からのご指摘も踏まえて若干の修正をしたところでございます。左半分を見ていただいて、これは前回では紫の「専門家等」というものが右側に書いてありましたけれども、これはもう絵の印象論ということだというふうに思っていたければ。これを左側に持って行って、何も国、NUMOの意向を踏まえた専門家というわけではないという趣旨で前回ご指摘があったと思いますので左側に持ってきましたけれども、こうした方からのお話、情報提供なり助言なりを地域の方が受けるときの、その活動資金ということ。左上に資金の適切な確保というふうに書きました。これは、どのように具体的な制度設計にしていくのかということについては今後の課題ということで認識をしてございますけれども、個別具体の使途内容にはNUMOが直接関与しない仕組みを整備というふうに書いてございます。この活動資金、今のこの処分事業全体の設計からいきますと、原子炉等設置者、事業者の方から拠出金という形で確保した資金を、この事業全体に充てていくということ。本当の意味での負担者は電気の利用者ということになるわけでございますけれども、その拠出金を充てていくという設計自身は大もととしては変わらないんだろうというふうに思っておりますけれども、その拠出金の使い方として適切な確保の仕組みが要るだろうということで、前回いただいた問題意識、事務局としてしっかり捉えているという意味において、ここに明記させていただいたところでございます。

以上が、本日の主テーマである可逆性・回収可能性の担保、それから評価ということについての、現時点で明らかにしておいたほうがいい方針ということでご紹介をさせていただきました。最後の12ページだけ、そういう意味では、前回のご議論、それから今回の議論ということで、昨年来ご指摘いただいている論点はほとんどカバーできているというふうに思っておりますけれども、その他、今後基本方針へ反映させていくという観点から、どのような論点が前回の中間取りまとめで出ていただろうかということで、3つほどここに書いてございます。他に大きな大事な論点で漏れがないだろうかということの確認的な意味で書いているところでございます。

1つ目は使用済み燃料の貯蔵能力の拡大ということで、これ自身は、狭い意味での最終処分法が想定している政策のスコープではございませんけれども、つまりは再処理後のガラス固化体の処分ということが今の想定でございますけれども、前回の中間取りまとめまでのご議論の中でも、いわゆるバックエンドと呼んでいる部分、原子炉から出てくる使用済み燃料から最後の最終処分というところまで全体の道行きについてしっかり取り組んでいくということが、この最終処分政策を進めていく上でも非常に大事ではないかというご指摘、かいつまんで言えばそういうようなご指摘をいただいていたと思います。そうしたものもこの基本方針の中に明確に書いていくこと

によって、この処分に対する政府の姿勢というものを明確化、国民に対して示していくということが大事ではないかということで、1つ書かせていただいております。

それから、地域に対する支援というものも大事だということで、合意形成ということを超えて、その持続的発展というところまで目配りをし、しっかり支えていくということが大事だというようなご議論もございました。

それから、推進体制の問題として、今の評価の話とともに、実施機関たるNUMO自身の強化、それから発生者としての基本的な責任を有する事業者の役割ということも再三ご指摘をいただいていたと思いますので、この点も必要かなというふうに思って書いてございます。

ちょっと説明時間が超過して恐縮でございますけれども、私の方からは以上でございます。

○増田委員長

ありがとうございました。

それでは、まず、これからご質問、ご発言というところに移っていきたいと思うんですが、初めに諸外国の例について稲垣チーフプロジェクトマネジャーにご説明をいただいたので、その関係で、いわゆる事実関係についてご質問があれば、先に稲垣さんへの質問をお受けしたいと思えますけれども、何かございますか。

それでは高橋委員、どうぞ。お願いいたします。

○高橋委員

まとめの3ページで可逆可能性についての言及があります。安全性の観点から規制基準などで規定されている例が多いというお話なのですが、確かにこの資料を見る限りでは、その措置が安全性を損なわないようにしろという要件にはなっています。しかしながら、可逆可能性の観点が安全性の見地から求められているという話にはなってはいません。そして、可逆可能性についてどういう観点からそれが必要なのかということには全く条件はつけられていません。具体的には、スイスは全くそういうことについての言及はありません。100年間可逆可能性を確保しろとは書いてありますが、何のためにということは一切書いていない訳です。思うに、それには安全性もあるだろうと思いますし、さらには合意形成の観点から後戻りしなければいけないケースもあると思います。いろいろな観点があって可逆可能性という話があると思いますので、この表現は安全性の観点からしか可逆可能性の問題が生じないという受け取り方を招きかねないものだと思います。したがって、この点につきましては、精査していただいたほうがいいかと思います。

○増田委員長

ありがとうございました。

今の点について、何か稲垣さんから……。こちらでお聞きしておけばよろしいですかね。

○高橋委員

もし可能であれば、次回までにお願ひできればと思います。

○増田委員長

そうですね。そうしたら、後ほどまたこちらでよく精査して次回ということにしたいと思ひます。

他に何かございますか。よろしいですか。

それでは、この後のご質問のところでもた思ひついたことがあればご質問というか、この後のところで何か思ひついたことがあればご質問していただいて結構ですが、稲垣さんのほうの説明、それから今の小林室長からの事務局の説明も含めて、全体でご質問やご発言、ご意見のある方、こちらから指名しますので、ネームプレートを立てていただいて、それでご発言をお願いしたいと思ひます。一応3分ぐらいでよろしくお願ひします。

それでは、辰巳委員、それから朽山委員と、こういう順番でお願ひします。辰巳さんからどうぞ。

○辰巳委員

ありがとうございます。

まず、放射性廃棄物の処理について関心を持つ多くの国民が、この資料にアクセスするというふうに考えますと、非常にわかりやすい資料となっているというふうには思ひました。繰り返しの説明等も入っていますけれども、それはとてもいいことで、事務局のご努力を大変評価したいというふうには思ひました。

それで、昨年の中間報告をまとめるに当たり、放射性廃棄物に係るさまざまな過程での透明性を明らかにするために第三者の審査が必要という、その合意は得ておりますけれども、その第三者を誰が行うのかについては意見が分かち、今日もご説明があつたとおりですけれども、私は原子力委員会ではないというふうに述べたというふうには思っております。理由は、過去の原子力政策における原子力委員会のポジションを多くの国民は知っているため、どうして第三者なのかというふうに感じ、理解できないというふうには思つたからです。しかし、今日、原子力委員会の名称はそのままですが、その役割が変わつて、新たにことしからスタートしたというお話もありましたので、その新たな使命のもとの原子力委員会に決々承諾せざるを得ないのかなというふうには思ひました。

ただ1つ提案がありまして、できればというか、必ず原子力委員会の下に、ここからそれだけ言う権限があるのかどうかは別として、いろいろな目線の方々が入つた審査委員会、あるいは評価委員会のような形のものが設置されて、それが公開の下にちゃんと行われるということを約束

していただきたいなというふうに思った次第です。

あと、もう一つ別な話なんですけれども、今後の可逆性・回収可能性等のお話、きちんと法律の中で書いてくださるということで、それはぜひやっていただきたいんですけれども、そういうための研究費、研究等の開発費とか、その費用に関して非常に気になっておりまして、これからコスト検証委員会というのが基本政策分科会の中で行われるというお話なんですけれども、こういう開発のコストとかというのはどういうふうな位置付けになるのか。先ほどは国が出しているというお話があったり、あるいは電力の事業者が出しているというお話があったりとかあったんですけれども、根本的にやっぱり国民負担になると思うんですけれども、料金の負担するののかですとか、あるいは、灰色のコストの中でも話題になったんですけれども、受益者が負担するという発想からすると、今後の電力自由化に向けたときに受益者は誰になるのかというお話とか、長期的に考えた場合にどういうふうに考えていくのかというのが、ちょっと私はよくわからなくて、もうちょっと整理していただければなというふうに思いました。

以上です。

○増田委員長

ありがとうございました。

それでは杓山委員、お願いします。

○杓山委員

可逆性・回収可能性なんですけれども、今まで我々が議論してきて、可逆性と回収可能性をセットで少し議論してきたかと思います。諸外国を見ると、先ほど高橋委員のほうから若干指摘があったんですけれども、諸外国は、定置の終了までに不具合があったときにちゃんと回収ができるようにしておきなさいということと、それから、その定置が終わった後にも将来世代の意思決定によって回収ができるということを確認しておきなさいということと2つあったと思うんですが、これまでの議論では、それが両方混同して少し議論されていた。今の制度としてどこまでのことを技術的にきちんと保証して実際にできるかというのを、例えば準備をきちんとしておいて、お金までちゃんと置いておくということは、定置の終了までに不具合があったときに回収しないといけないということでは、技術的にそういうことはちゃんと担保しておかなければいけないことなんです、それ以降、定置が終わった後に、将来世代が何らかの意思決定のもとにもう一度回収したいと思ったときも、それが可逆であるということを保証しなさいということとは少し意味が違うと思うんですね。その後の話というのは、ちゃんと将来世代がそういうことができますという技術がありますということを示すだけでよくて、そこまで全部、お金まで準備しておきなさいということは違うと思うんですね。それをきちんと分けて議論するということが大事なので

はないかと思いました。

それから、もう一つは第三者機関なんですが、これは、この委員会そのものが本来的には諮問機関でありますので、政策に対していろいろなことを評価するという意味では、ある意味、過去も先ほどの諸外国の助言機関の一部として廃棄物小委員会のほうでも関与していたということもございます。ただ、そういうことだけ考えますと、しかしどうしてもこれは総合資源エネルギー調査会のもとの委員会でございますので、その中で経済産業省の中の管轄として最終処分法を実施していくという、そういうことが大もとのところでどうしてもございますので、そういう意味では、その政策を実施したいというバイアスが働く可能性がありますと、我々としては十分公正にやっているつもりでも、そういうことは万が一にでもありますから、そういうことをバイアスをチェックしていただくという意味で、ある意味、総合資源エネルギー調査会でないようなシステムのところにきちんとそれを見ていただく。それから、最終処分として地層処分がいいという判断についても、それはバイアスが働いているかもしれないし、それから分離、変換についても、これは余りそれが代替するものではないという判断についてもそういうことが可能性としてありますので、それはもう少しそういうことの影響を受けないような機関で見ていただきたいという意味で、その線、総合資源エネルギー調査会の線とは違うところにきちんと見ていただくという意味で、原子力委員会は非常に適切なのではないかと私は思います。

以上です。

○増田委員長

ありがとうございました。

それでは崎田委員、お願いします。崎田委員、徳永委員、高橋委員と、こういう順番でいきたいと思います。

○崎田委員

ありがとうございます。

今回の可逆性・回収可能性なんですけれども、昨年私たちが議論をしていたときには、なぜこの制度を提案をしていたかという、やはり社会全体がこの地層処分というものに関してまだまだ技術的な信頼性とか、いろいろじっくりと、もっと国民が参加をして話し合うとか、いろいろな状況が必要なんじゃないかといういろいろな意見交換の中で、この制度の信頼性を高めるという意味で可逆性、いわゆる制度を代替オプションを検討するという可逆性とか、それを担保するための回収可能性を入れておくことで制度の信頼を高めようという、そういう素直な発想で意見交換をしていたように記憶しています。それで、今やはりそういうところをしっかりと入れておいていただくということそのものが重要なのではないかというふうに感じています。

それで、先ほど資金管理センターのほうから詳細な海外の様子のお話がありました。それで、規制基準とか、そういうところで回収可能性の話を入れているところが多いというようなお話もありましたが、私たちはそういう技術的なことのもう一つ大きな周りのところに、社会での何か大きな変化とか技術的な確信があったときに、もう一度制度を考えられるような可逆性を入れるということを言っていたわけですので、単に技術的な話よりも、もう少し広い意味で、例えば基本方針などに可逆性・回収可能性という文言をきちんと入れておいていただき、詳細な検討に入るという、そういうような流れが必要なのではないかというふうに私は感じています。

もう一つ、第三者評価のところなんですが、やはり海外の様子を拝見すると、原子力だけではなく放射性廃棄物のきちんと評価をするための機関というような形になっているというふうなことがきょうわかりました。そういう意味で、原子力委員会が昨年来から組織改正を図って、放射性廃棄物の処理、処分と原子力の平和利用にできるだけ特化した形の組織になろうと今法改正もしたというお話を伺いまして、やはりそういう中で第三者的な視点をきちんと持ちながら評価していただく、そういう体制をつくっていくことが、今、制度全体の信頼性を高めるために重要なのではないかというふうに感じました。

最後に、今日いろいろ1ページでお示しいただいた項目の一番下に、地域の合意形成過程における情報収集の担保というふうに入れていただいておりますが、これは、この第三者評価という話ではなく、地域の対話の場という前回まで話していたことに関係するわけですが、11ページの図のところで見ると、先ほどご説明いただきましたけれども、やはりどこからどういう資金をここに使うことができるのかというあたりは、社会はとても関心が高いと思います。

先ほどご説明の中に、電気事業者さんが電気代から集めたお金をNUMOのほうに入れるというお話がありましたけれども、たしかNUMOは、その資金を原子力環境整備促進・資金管理センターの方にきちんと出して、そこで適切な管理をするという、そういうシステムになっているというふうに理解しておりますので、そういう資金管理の中できちんと地域の対話の場にどれだけのお金を拠出するということを明確にさせていただき、例えばそれを関係の市町村に一度渡していただき、市町村はどういうふうに対話の場をつくるか、地域ごとに考えていただくとか、何かそういうような形を持っていけば、社会は、ある程度金を出すけれども口は出さないという場を確保するという、そういうことに納得するのではないかなという安心感があるのではないかと思います。今日のご説明を伺いました。よろしくお願いします。

○増田委員長

ありがとうございました。

それでは徳永委員、お願いいたします。

○徳永委員

ありがとうございます。

既に朽山委員、崎田委員から話が出ていることを申し上げようと思ったんですけども、回収可能性の議論をするときに、ある種初期欠陥であるとか問題があるときの回収という意味での品質保証の部分と、可逆性であるとか将来世代のオプションを残すという意味での可逆性・回収可能性は分けて議論をしないとよくないんじゃないかと思います。技術としては重なる部分はあるということだとは思いますが、目的は大きく違いますし、品質管理的なことは、実施される実施主体さんがそもそも責任を持っておやりになることだと理解しますので、そこそこで議論していることをできるだけ明確に分けていただくといいかなと思います。

そのときに、将来世代の判断による可逆性に伴う回収可能性の保証というような観点からいったときに、室長がおっしゃっていたように、地層処分概念そのものとのトレードオフをどこまで考えるのかとか、その概念とのコンフリクトがあるわけですから、それをしたときにどういう問題が発生し得るのかということもよく理解した上で可逆性・回収可能性の議論をしないと、言葉は美しいけれども、実際にはさまざまな問題を一緒に抱えることになり得るんだというようなあたりは、ちゃんと議論しておくことは実は大事なんじゃないかと思っています。

というのが意見で、1つ、資料の修正をお願いしたいんですが、非常に細かいことで恐縮ですけども、資料1の5ページ目の一番下の超深孔処分というやつですが、これは「地下10km程度まで掘削し」と書いていますけれども、地下10キロは容易には掘れないので。人間が今まで掘って一番深いのは10キロ強ぐらいです。一般には5キロとか6キロぐらいの深さと言われているので、そこは修正しておいていただくといいかなと思います。

以上です。

○増田委員長

また後ほど、そのときにお答えいただきたいと思います。

それでは、次に高橋委員。高橋委員の後、寿楽委員、伊藤委員、伴委員と、こういう形でいきます。それではお願いします。

○高橋委員

可逆性・回収可能性については広く議論したほうがいいというのは、朽山先生や徳永先生のお話と全く同意見でございますので、ご検討いただきたいと思います。

あと、第三者機関の話で、2ページの(3)の、その後にご説明がありましたが、処分オプションの技術的な評価と処分地選定に関するNUMOや経産省の活動の適切性な評価というのはか性格が違う話だと思っています。原子力委員会に両方ともお願いするというのは、別に私もそれ

で構わないと思います。技術的な評価については、これは原子力委員会の専門部会みたいなことで実質的な詰めをしていただければいいと思いますし、その際に、多分原子力委員会設置法で26条に、原子力規制委員会への通知、寿楽委員がこれからお話しされると思いますが、通知の義務があると思いますので、規制委員会も何らかの対応をするんじゃないかとは思いますが。このように、規制委員会による安全性のチェックもあるんじゃないかと思うので、法令上の仕組みに従って適正に行って頂きたいと思っています。

ただ、処分地選定のほうは性格が違います。原子力委員会の委員の選定方法を見ても必ずしもそういう観点からの選任はされていないのではないかと私も思っています。ですから、これは前々から申し上げているのですが、人事院の場合、国家公務員の倫理については、別に国家公務員の倫理審査会が置かれています。そして、人事院に倫理審査会を置くと書いてあるんですけども、委員は別に人事官と同じように、国会同意で内閣が任命する。かつ、倫理審査会の委員は職権行使の独立性まで法律で書いてある。このように倫理審査会のように厳しく独立性を考えろ、という話は申し上げるつもりはありませんが、原子力委員会の本体から分離された、事務局は原子力委員会に置いても、委員会の組織としては相対的に独立した組織を原子力委員会の中に設けたほうが立地の促進には役立つのではないかと思います。より具体的に申し上げれば、リスクコミュニケーション等の際の第三者性の信頼は高まるんじゃないかと思っています。ぜひこういう先例を参考にして、制度設計していただければありがたいと思います。

以上です。

○増田委員長

ありがとうございました。

それでは寿楽委員、お願いします。

○寿楽委員

ありがとうございます。

今日はちょっと申し上げなければならない論点が若干多そうなので、なるべく手短にしますが、3分を超過したらお許しいただきたいんですけども、全体的に申し上げまして、今、各先生方からもあったんですが、この可逆性・回収可能性の担保ですとか、あるいはこの第三者機関の活用ということについて、もう少しやはり整理して詰めた議論をしないと、基本方針にその要点を反映するということにはまだかなりの距離があるのではないかなというのが私の見解です。

やはり今回のこの見直しというのは、先回の地域の主体的な合意形成という話も含めて、今回の政策見直しによって日本の高レベル廃棄物のプログラムを慎重、穏健で謙虚なプログラムにするのだということをやはり内外に改めて示すということが非常に重要なのであって、こういう話

は何か既定方針のようなものがあって、それが粛々と政府、あるいは実施機関等によって単線的に進められていくのだというような、そのことで途中でまずいことが起こったらどうするんだというような国民の、あるいは社会の懸念、不安、不信とか、そういうものにどう対処するか、あるいは決別するかということが大事なのではないかなと思うわけです。

ですから、そういう観点から、この可逆性とか回収可能性とか、あるいはこの第三者機関の活用というのがどういう形で制度、施策に盛り込まれるべきなのかという、そういう骨太な議論をまずしないと、余り具体的に原子力委員会に何をどうとかなんことを今直ちに議論しても、焦点というか、ポジションが定まらないのではないかなと思います。

まず回収可能性というのは、今、先生方からもご指摘がありましたけれども、地層処分というのは原理的には、基本的にどの段階においても回収可能性は多かれ少なかれあるのであって、ただ、その程度が、事業が進んでいって、最後閉鎖して、その後時間がたってというのに伴って回収可能性というのは減っていくものであると、そういう理解のもとで、ではどの程度まで、どのぐらい回収可能であるということを念頭に置いて我々はこの事業に取り組むのか。何か特別な準備をする必要があるのか、ないのか。先ほど朽山先生からもありましたように、閉鎖後においても回収可能性は原理的にはあるわけですが、ただ、それを事前の今の時点の政策、制度で何らかの特別手当をして技術開発をしたりコストの検討をしたりするのかということについてはいろいろ議論があるわけです。

この中間取りまとめで紹介されている平成18年の、例えば引用されているものとか、あるいは原子力安全委員会の時代の検討等によっても、そういった部分は議論されていて、例えば旧安全委員会は、閉鎖後の回収可能性については特段考慮することは適切ではないというふうに既に一旦結論を出しています。ですから、そういう議論を踏まえて、しかし当然、やっぱりその後でもあったほうがいいんじゃないかという議論はあり得るわけです。今日あった他国のご紹介の中でもそういったことを取り入れている国もあるわけですし、ですから、それを今回どうするのかというのは、先ほど朽山先生がおっしゃったとおりで、整理して議論をする必要があると思います。

とにかく、この回収可能性というのは、安全性ですとか、今日もちらっと書いてありますけれども、直接処分なんかを考えますと、ウラン、プルトニウムを対象に埋設処分することになりますので、そのセーフガードとよく言われますけれども、安全保障、核不拡散上の観点からの検討も必要になってくるわけですから、そういうことも含めてかなりこれは、そして先ほど安全委員会のことを言いましたが、もしかすると規制委員会においても十分議論していただくことを要請すべき事柄かなとも思います。

我々がむしろ中心的に考えるのは、そのプロセスの可逆性というほうでありまして、これは今

回の間取りまとめでも将来世代の選択余地を残す、また、あるいは技術の進展であるとか社会状況の変化に対応するものということで整理されているわけですが、これはやっぱり国際的には、このワーキングが最初に始まったときもご紹介しましたが、OECD原子力機関のレポート等もあって40年ぐらいの議論の蓄積があるわけですが、現状においては国際的には、これは段階的な意思決定とか、あるいは段階的な事業というものと不可分一体のものとして捉えられていて、段階的にというときに、ホールドポイントといいまして、そこで必ず立ちどまって検討して意思決定をして、その結果が出るまでは先に進まないという場所を要所要所に置くということが効果的なのではないかとということで各国の政策に取り入れられているわけですが、それを考えると、当然そこで規定方針どおり前に進むのはやめようというふうに、あるいは、今一旦少し戻る必要があるとなったときに、それが可能な状況にしておかなければならないということで、この可逆性という概念があるわけです。可逆ということの意味の中には、当然場合によっては具体的に廃棄物を一旦ある場所から別な場所に移すということがあって、回収可能性の議論にも接続してくるわけですが、そうだとすると、やはり今回の見直しでそうしたホールドポイントをどういう形で設けるのか。定期的にレビューを受けて意見をもらっていくというのは、それはそれで大変効果的だし重要なことだと思いますけれども、あって悪いわけではないわけですが、しかしそれは、そのホールドポイントという、そこで必ず立ちどまって政策レベルの決定を改めて行うんだというのとはちょっと色合いが違うような気がします。

例えば、意見を聞かなければならないというような法律上の定めをそのまま政策に組み込むだけで、それはホールドポイントと言えるのか。法律はそう書いてあるけれども、実際にはこれはそのタイミングでそういうレビューをして、他のオプションに移ることや後戻りすることも含めて検討してからでないと先に進まないという、じゃ、そういう制度を法律以下の基本方針以下のレベルでどう組み込むかということをここで議論するべきなのではないでしょうか。その具体化をするためには、じゃ、どの程度そういう柔軟性とか段階的ということをやめるのかという議論をしなければならないわけです。むやみに細かく割って、それをどんどん可逆的なものにしていくと、今度は事業の安定性が損なわれて着実に取り組みが進まない。いつまでも同じところにおいて、廃棄物が十分な手当てをされないまま社会に対してリスクを与える状況が続くということだってあって、これもトレードオフの関係になっているわけです。ですから、そういうことをここで議論しなければならなくて、ちょっと今回の資料のレベルで、ここのどの部分を、じゃ、どういうふうに基本方針の文章に書きましょうというところにはもう少し議論する必要がある——もう少しとか、かなりかもしれませんが、あるのではないかなと思います。

第三者機関についても、既に先生方からありましたけれども、第三者という言い方は、ともす

と関係ない人が関係なく何かを言うということにもなりかねないので、やっぱり先ほどもありましたが、独立の機関がきちんとある程度、何らかの影響力、拘束力がある形で政策や制度に対して影響力を行使できると、そういう提案だと理解するべきでありまして、その原子力委員会という話は昨年来出ていて、それも一案ではないかということで中間取りまとめに書いていて、その後、実際に法律が改正され、施行されて、昨年末から新しい法律に基づいて動いているわけですが、ただ、先ほど辰巳委員からもご懸念がありましたけれども、では、本当にそれで社会、市民の目から見て独立性のある利害を異にする機関というふうになるのかというのは、ちょっと私はまだここは見極めが必要だと思います。だめだと申し上げるつもりはないですが、しかし、やっぱり従来との連続性で見られる部分があるですとか、あるいは、現在基本的考え方というものを原子力委員会は作られるということで、その議論が始まっておりますけれども、そこについての委員長を含む3人の委員の方のメモというのを拝見しますと、これは原子力政策全般にわたって基本的考え方を示すことを当然念頭に置いておられるとしか理解できないような項目が並んでいて、有識者会議の見直しで整理された推進機能はやめて、平和利用担保であるとか廃棄物処分のような原子力政策の今後の帰趨いかににかかわらず、大変重要なところだけをピンポイントでやるというのとはちょっと違っているように見えなくもないです。ですから、そこはまだわかりません。これからもう少し見極める必要があるのでしょうか。ですから、今回のそういう文章を書くときに、原子力委員会にお願いすれば、それが独立の機関のチェックを受けているというふうに言えるのかはちょっと慎重を要するかなと思います。

規制委員会のことは先ほど高橋先生からもコメントをいただきましたけれども、今回のこの資料で、規制委員会に何を願うのかということがないのは大変奇異でありまして、原子力に関係する事業を進めるというのと、利害を異にする独立の権威や権限がある法定の機関として、当然規制委員会、規制庁ということが念頭に置かれるわけで、実際事業の安全規制をするのはずっと後ろの段階だという議論は当然私も承知していますが、しかし、この安全確保の考え方、地層処分で日本において十分安全を必要なレベルに担保してリスクを見込んでやれるんだとかというような、そういう基本的な考え方であるとか、あるいは、今回の我々が提案した科学的有望地を選定することによって、よりそれを確実にするのだという考え方であるとか、そういったものが妥当、適当であるかというようなことについては、原子力規制委員会の意見を求めて確認をしていただくようなことがあってもいいはずだと思うんです。ですから、今回のこの段階だけでなく、もう少し先のことも含めて、規制委員会にどうか関わっていただくのか。他国では地域の合意形成プロセスと我々が呼ぶようなものに、規制当局の人がやってきて必要な説明をしてくれたり意見を吸い上げてくれたりするような仕組みもあると承っています。ですから、そういう

ことをどう考えるのかも、先方の相手のある話ですから、ここでだけ一方的に議論するわけにいかないのかもしれませんが、よく考える必要があると思います。

あと、最後に、先ほど原環センターの機能強化について崎田委員からもご意見がありましたけれども、これは私も前回言及したと思うんですが、そのような、先ほどいただいたようなアイデアは私も基本的な考え方としてはあり得ると思っていますけれども、その場合には、例えばそうした重要な機関のガバナンスにおいて第三者的なチェックというか、いろいろなステークホルダーとか有識者の方々に入っていて、幅広い視点、かつ独立の観点からチェックしていただくと、そういうもう少しミクロなレベルでの第三者機関の活用というのもあり得るのではないかなと思います。

大変長くなりましたが、以上です。

○増田委員長

ありがとうございました。

それでは伊藤委員、お願いします。伊藤委員、伴委員、それから最後に吉田委員ということになりますので、それでは伊藤委員、どうぞ。

○伊藤委員

既に他の委員の方からのご意見とかぶる部分がありますけれども、いわゆる第三者機関のあり方についてです。

第三者というのが適切かどうかということはありませんけれども、こういった評価を行う機関に求められるのは、基本的には独立性と専門性ということだと思います。他方で、このプロセス全体は非常に長期にわたるものでございますので、そこをしっかりと長期にわたって一定の組織的な安定性を持って評価できるような体制を作らなければいけないと考えております。その意味でも、この機関としては、原子力委員会という組織、さらに、その下にいろいろな組織をつくるというプランもございますけれども、そういった組織に委ねることが基本的には考えられるのではないかと思います。原子力委員会は、内閣府に置かれる、専門的に言いますと8条機関に相当する組織ではありますが、職権行使の独立性や勧告権等も持っておりますので、やはり独立性は一定程度担保されていると考えています。

その上で、今回出てまいりました代替オプションに関する調査研究の評価、あるいは処分地選定そのものに関する評価、あるいは定期的なチェックという点では、やはり現在の原子力委員会の体制では不十分な部分が恐らく出てくるだろうと思います。技術的な観点からの評価というものもございますけれども、先ほど来ご意見がございましたとおり、この可逆性・回収可能性に関しては、社会的な影響を含めた評価という部分もございますし、他方で経産省やNUMOの活動に

関する評価という面では、やはりそれについて社会的な影響等々を含めて考えなければいけないということから、国民、市民の視点も含めて評価の専門的な知識を吸い上げるということ、それから、その組織自体がそういった能力を長期にわたって培うということが恐らく必要になってくると思います。ですので、技術的な観点からの評価ということももちろんですけども、一種社会科学的な観点からの評価も十分できるような体制を長期にわたって整備していくことが必要だろうと思います。

その際に、高橋委員からもございましたけれども、原子力委員会のもとに何らかの専門調査会のようなものを置くことを含め、組織体制、事務局体制を含めてきちんとした体制整備をしていくということが必要なのではないかと考えております。

以上です。

○増田委員長

ありがとうございました。

それでは伴委員、お願いします。

○伴委員

ありがとうございます。

2つありまして、1つは可逆性・回収可能性なんですけれども、中間取りまとめでは、ある期間間というのが案として出されていて、それは処分場の閉鎖の決定までの期間をそれぞれ可逆性も回収可能性も担保するというようなことになっていて、それは費用との関係等々を考えれば僕は妥当なのかなというふうに思っていて、もちろん将来世代は将来世代でまた意思決定できるわけですから、一切覆すなという話でもないけれども、今範囲を考えるとしたらそうなのかなと思います。

それで、事務局の原案について言うと、可逆性という言葉が基本方針に入れるための原案の中には入ってきていなくて、それが代替オプションの調査研究等というので終わっていて、何のために調査研究するのかとか、ある段階にそれが非常によいとなったときにどうやってそれを戻していくのかということについては触れられていないわけですね。したがって、その制度的な位置付けのところ、改定案が多分示されてきて、それで僕もまだ議論が十分ではないと思うんですが、少なくとも可逆性という言葉をきちんと明記して改定していかないとだめではないかと思っています。

ちょっと卑近なことで言うと、代替オプションの研究といっても、処分が始まれば、何でそんな無駄なことをするのかみたいな話になっていく可能性もありますので、やっぱりきちんと戻せることを位置付けておかないとだめだという意味合いです。

それから、多くの委員の方がおっしゃっているように、原子力委員会を第三者機関と位置づけてやりましょうということなんですけれども、僕もかねてから疑問を呈しているんですが、やっぱり第三者と思われたいということなんです。それで、中間取りまとめのときにはまだ法律ができていなくて、認識としては、原子力利用の推進を担うのではなくて、諸課題の管理運営の視点から活動するというふうな見直し検討会議の結果を受けて、それでよかろうという話でなっているんですが、その後、法律ができて動き始めた段階では、原子力を基本法に従って進めるみたいなことが位置づけられているというふうに思います。大綱は作らなくなったけれども、それにかわって今、基本的考え方を出そうとしていて、それは従来通りの、原子力を推進していくことをかなり強く打ち出すことになっていて、したがって第三者と思われたいところがあると思うので、原子力委員会を第三者機関として位置付けるということについてはかなり疑問があって、それで、まずそもそも第三者としてどういうことが要求されるのか、もちろんその作業を進めるためにはスタッフも要るわけですから、そういった内容を詰めて独立性を持った第三者機関という姿を少し議論をして、そして、それがどこに属するのが最適なのか、あるいは場合によっては法律を改正するみたいなことを、そういう手順で考えていったほうがいいんじゃないかなと思います。内閣府の中に置くとすれば、もう少し原子力委員会からは離れたものということになるし、規制的側面も強い部分もあると思いますので、僕は、規制委員会は環境省に属するので、環境省の中ということも場合によってはあり得るんじゃないかなと思います。

現在は最終処分法で原子力委員会の意見を聞くということになっているので、節目ごとのものはあるんだけど、要は、国やNUMOの行う活動性、この中間取りまとめの言葉を使って言うと、提供する情報の公平性や、その活動の公平性みたいなものをきちんと評価することがミッションとして出されていて、その部分は最終処分法には書いていなくて、そういう意味から言うと、その仕事について原子力委員会と違うところを考えてもよいのではないかなというふうに考えています。

○増田委員長

ありがとうございました。

それでは吉田委員、お願いいたします。

○吉田委員

私は、回収可能性について意見を述べさせてもらえればと思います。資料の7ページを見ていただければと思いますが、これまでも、先ほど委員の方々からも出ていますので、いわゆる地層処分のどの段階で回収するかの方というのは明示していただくということで検討をお願い致します。特にその下のフレームであります工学的手法に関する調査研究を進めるという、これ

も実質上、これから進めていくわけですので非常に重要なことだと思います。しかし、これを進めていくというのは大事だと思いますが、実際、実質上、今までの地層処分というのは、いかに確実に処分するかという方向でやってきた技術ですので、いわゆるそれを取り出しというのは、先ほどトレードオフというような話もありましたが、まさにその辺のところは念頭に置くべきだと思います。特にこれについては、私は技術的な相反するものだというふうにも考えますので、そうすると、例えば処分コンセプト、そのパッケージ自体を例えば変えていくとか、もうそれ自体まで影響が及ぶかもしれない。ただ、そういう検討をとにかく早急に進めるのが大事だと思います。

そうすると、これをするだけでも数年かかると思うんですが、それを検討する上で、恐らくそれでもって回収可能性、回収技術というのはどういうものかというのを具体的に提示することにもなりますので、その具体的な提示なしにサイトを選定とか、ある地域の人たちといわゆる具体的なコミュニケーション、あるいは理解といいますか、ここは最終的に処分されたとしてもこういう技術で取り出せるでしょうということを言えないままで、いわゆる理解が進むのかどうかというのを懸念する次第です。そういう意味で、できるだけ早目に、いわゆる具体的な検討というのは進めていくのが重要だと考える次第です。

それとあわせて次のフレーズ、「処分場を閉鎖せずに安全に管理することが可能な期間等に関する調査研究」と書いてありますが、これは何度読み直しても、ちょっと何を言っているのか私はわからなくて、何でこれが必要なのかというのもちょっとわからなかったのものでそれを明確にして頂いた上で、そういうものも含めた技術的信頼性というものがベースになって、やっぱり地域に理解が進むということはまず申し上げたいと思います。

あと、その次の第三者機関として原子力委員会がどうかということはいろいろな意見があると思いますので、私はそれ自体には触れませんが、その成果を原子力委員会に定期的に報告して、その評価を受けということで、その成果というのは、恐らく回収技術の技術的信頼性とか達成度とか、そういったものだろうというふうに考えます。そうすると、かなり技術的な部分が含まれるんじゃないかと思った場合に、原子力委員会にその評価を受けるというのが果たして妥当かどうかというのが、私は正直言うと疑問に思った次第です。その辺は、何らかの技術委員会なり、そういうものがあつた上で原子力委員会として評価するということはある得るかもしれませんが、これも多くの委員の方々が言われているところですけれども、評価を受けるにしても、信頼性を受け得るための仕組みといいますか、それはやはり必要かなというふうに思った次第です。

私からは以上です。

○増田委員長

ありがとうございました。

そうしましたら、崎田委員、寿楽委員も2回目。そうしたら、崎田委員のほうが先に挙がっていますので、崎田委員、それから寿楽委員ということで。

○崎田委員

すみません、ありがとうございます。

先ほどいろいろな委員の中から可逆性・回収可能性、こういうことを大事なのでじっくりと意見交換をしてというようなご意見がありました。それで、私、それを伺いながら思ったんですが、処分の道筋というのは、実際にやり始めると文献調査、概要調査、建設から埋めるまで90年とか、そのぐらいの予定の長い事業ですが、その入り口のところで仕組みは決めたんだけど、十何年全く動いていないという、ここをどうにか早く動かそうということで、昨年、その前の年からずっとやってきたというふうに思っております。ですから、私は、昨年の会合で可逆性・回収可能性を入れて、技術的精度、あるいは技術的な信頼感を高めることとか地域の対話の場を入れること、そして全体を見る、第三者評価の視点を入れる、こういう大きな視点を前回のところでみんなで意見交換をし、今回それを少し具体的にしていきながら、社会にどういうふうに発信していくかということで取り組んできた。かなり時間をかけながら取り組んできているなというふうに私自身は感じています。

なぜかというと、地域でいろいろ対話の場を運営したりしていることが多いですが、そういう中で、このような大事な課題があることをどうしてもっとはっきりと情報を今まで出してこなかったのか。もっと知りたい、もっとどうしたらいいのか考えたいというようなご意見というのは実は非常に多いというふうに感じています。ですから、やはり社会とともに考えていくというようなことを考えれば、そういうような場をできるだけ早く広げていくということは大事で、今、可逆性・回収可能性ということを、こういう基本方針に入れていこうというふうにしっかりと話しているということ自体が私はとても大事なことで、それが制度の信頼につながってくるのではないかというふうに感じております。ですから、何かもう少し、今の段階で長く話さないといけないというのが何か私には余りぴんときなかつたということを一言発言させていただきたいというふうに思いました。よろしくお願いします。

○増田委員長

ありがとうございます。

そうしたら、寿楽委員、それから辰巳さん。では、寿楽委員、どうぞ。

○寿楽委員

すみません。既に長々お話しした後で恐縮なんですけど、大変重要なことを1つ申し上げ忘れま

して、12ページのその他の論点というところで「使用済燃料の貯蔵能力の拡大」というのを入れていただいているんですが、実はこれは大変重要です。これは、可逆性というのを実質のあるものにする上では、その可逆性を担保する場合には、その政策を見直したり変更したり後戻りしたりすることで、時間的にもその分余裕を要することもあり得るわけですから、そういうことを許容するためには、使用済み燃料が安全・確実な形できちんと保管されているというのが前提であるからです。そうでなければ当然、早く処分場を、という話になってしまうわけですから、こうした施設を新たにつくることによるのか、幅広く検討と書いてありますけれども、何らかの形でこの貯蔵能力、これを拡大することは大変重要です。

これに関係して申し上げるのと、現在日本学術会議でもこの問題についての審議が行われていますけれども、中間取りまとめの段階では、その暫定保管というのは地層処分、最終処分と対置されるべきものではないかという整理から、我々としてはそちらは採用せずに、最終処分に向かう方法を考えるのだという整理だったかと思いますけれども、その後、学術会議での議論も深まっております、現下、提言の取りまとめを先生方がされていますけれども、その議論の中では、暫定保管というのは地層処分を現時点では念頭に置いた最終処分に至る前の段階として、我々が所要の確信を持てるだけの技術開発や合意形成を行うための期間というふうに改めて整理されておりますので、そのこともあわせて考えますと、書いていただいていることと、従来思っていたよりは矛盾なくご提言を取り入れていたしていくということもあり得るのではないかなと思っておりますので申し添えます。

それから、今、崎田委員が言われたので、それについて多少補足しますと、私が申し上げているのは、可逆性・回収可能性というのは、可逆性というのは通常、政策とか事業には一定程度は通常備わっているものでありまして、また、回収可能性というのも地層処分という技術そのものに固有の性質として一定程度あるわけであって、ですから、それを確保する、担保するというだけでは余り大きな意味を持たない。それを具体的に、どの程度どういう形で確保することが必要なのかという部分まで、ある程度今の段階で考え方を示すことが必要だということを申し上げているわけです。もちろんこれについて延々議論する必要もないでしょうし、進めながら集めていけばいい部分もあるかと思いますが、担保するというふうにはっきり書けば、このことは何か前進するとか理解が深まるというのには、この考え方そのものの性質としてちょっと足りないのではないかなというのが私の申し上げたかったことです。

以上です。すみません。

○増田委員長

それでは辰巳委員、どうぞ。

○辰巳委員

ありがとうございます。すみません、2度目で。先ほどちょっと言い忘れたもので。

私もまさに12ページの1つ目の丸に関してです。今、寿楽先生はこの書き方が必要だとおっしゃったんですが、私にとっては、これをぱっと読んだらば、使用済み燃料の貯蔵能力の拡大ということはどんどんこれからも廃棄物が出るから、そのための拡大をしていくんだというふうにし、か読めないというふうに私は思って、それで、私はいろいろな意味から「能力の拡大」を削除してほしいというふうに思ったんです。貯蔵に関する検討が必要だということだけで、能力を拡大していくとふうに表現されちゃいますと、やっぱりエネ基の中にも書かれているように、原子力発電は将来的に低減していくんだという話と合わないというふうに私は思ったもので、もし私の理解が誤解であればいいんですけれども、いかがでしょうか、寿楽先生。

○増田委員長

どうぞ、委員間で議論するのは大変結構です。

○寿楽委員

では、一言だけ申し上げると、それについてはそのようなご理解も当然あり得ると思います。ですから、日本学術会議での提言では、この暫定保管というのは必ず総量管理という、全体の使用済み燃料、あるいは廃棄物の量をどのように抑制、管理するかというのとセットで提言されています。ただ、そこについては人によって、機関によっていろいろご意見のあるところだとは思いますが、すでにご指摘の点は意識されて議論されている事柄だと理解していますのでご説明しました。

○増田委員長

ありがとうございました。

それでは、いろいろご意見をいただいたのは皆様お聞きのとおりなんです、その中には当然論点について異なる意見がいろいろあるわけで、整理が必要だと思います。それと、どこかで何らかのものを決めていかなければいけないと思うんですが、まず、今いろいろ意見をいただいて、時間が必要なものもあると思いますが、この場で事務局のほうからお返しをしておいたほうがいいものをまず話をさせていただいて、それで次にということにしたいと思います。

じゃ、小林室長のほうからお願いします。

○小林放射性廃棄物等対策室長

ありがとうございます。たくさん貴重な意見をいただきました。全てにお答えし切れるかはございますが、政府として、事務局としての考え方をご意見をいただいた部分について可能な範囲

でお答えさせていただきます。

1つは、原子力委員会の位置付けについて幾つかご意見をいただきました。まず、杢山委員からもお話がありましたけれども、今回のお話は、それぞれ技術についても処分地選定についても、それぞれ実施主体、それから主管官庁である経産省、それから技術について言えば他の機関もあるわけでございますけれども、そこが自ら責任を持ってやっていく。それから資源エネルギー庁で言えば、こうした場がまさに評価の場なわけですが、そうしたことを経てみずから責任を持ってやっていく。ただ、そこに一定のバイアスがかかるかもしれない。それから、透明性の確保の観点からは、独立の組織がそれをさらにレビューするということが全体の信頼性の観点から大事だということで、これまでもご議論されてきたんだというふうに思っております。そういう意味では、3つ、そうした独立性がしっかり確保されている組織なのかということ、それから、それを担うだけの実力があるのかということ、それから、それ自身をどのようにパーセプションの問題として国民が見ているかということ、これは3つそれぞれ違うんだというふうに思っておりますけれども。御指摘いただきました1点目の組織の独立性ということについて言うと、これは先ほどの資料のご紹介でも申し上げたと思いますけれども、原子力委員会が何か遜色あるということは全くなく、むしろ諸外国の例と比較しても非常に強い組織になっているというふうに思っております。そして、それをそうしたものにしていこうという行政としては判断をし、昨年の中間取りまとめの時には、もうその法案が国会に出ていたわけでございますけれども、そうしたことでやっていこうというふうに政府としては意思決定をしたということでございます。したがって、我々としては、原子力委員会をそうした位置付けの下で運用していくということ、これはまずやっていくということ、これ自身は追求したいということでございます。

その上で2つ、それだけの能力がきちんと備わるだろうかというようなことについては、今後の政府への宿題というふうに理解をしております。

それから、特に高橋委員からお話がありましたけれども、技術の問題を超えて処分地選定の話まで進展してきたときに、社会科学的な知見も踏まえてしっかり見られるだろうかということ、これ自身は能力の問題でもあり、さらに詳細な設計の問題にもかかわると思いますけれども、そこは、この瞬間あらかじめ、この瞬間といいますか、この時点においてあらかじめどこまで設計するだろうか。皆さんご案内のとおり、今はどこか処分地調査が始まっているわけでもありません。処分地調査の前段階であるところの活動も行われていないという段階においては、現時点での方針を示した上で国民との対話をしながら、そうしたものの需要が見えてきたところで改めて設計していくということが手順としては正しいのではないかというふうに考えてございます。

それから、3点目のパーセプションの問題は、これはまさに我々の設置側、政府側がひとりよ

がりに判断するものではないので、新しい原子力委員会が今後進んで活動を進展させてきたときに、それがどのように見えるかということの問題だというふうに思っておりまして、これ自身も、こちらの取り組みとしては今のような意見を踏まえながらやっていくということですが、時間の経過とともに経験、実績が蓄積され、どのような評価を受けるのかということだというふうに思っております。以上が第三者委員会、第三者という言い方は、多義的なものですからミスリードするところもあるので、独立性のある評価機関というふうに言いかえたいと思いますけれども、それについて考えているところであります。

それから、可逆性・回収可能性の件については、この概念にまつわる様々な検討課題があるということは承知をしております。そういう意味では、何か基本方針を変えればそれで話が進むということではないということでありまして、今日いただいた意見もぜひ整理をして、今後の検討課題として明確に政府の中で認識をしてやっていきたいと思っております。けれども、崎田委員からもお話をいただきましたけれども、このコンセプトそのものが今までの最終処分行政には入っていなかったことをごさしまして、それ自身を政府の中では追求していくんだということを明確化し、今いただいたような論点、政府としてはどういうことをさらに追求していくのかということは併せてご提示するほうが、より信頼性の向上に足るような印象を受けて拝聴をしました。可逆性・回収可能性をこの概念の中に入れて進めていくということ、これ自身はこの段階で基本方針の中に取り入れて、国民に対するメッセージとして明確に示していきたいなというふうに考えてございます。その際にどういう留意事項があるのか。それから、このような場、もしくはこのメンバーがあらゆる課題に万能だということでもないでしょうから、どういう専門的知見を踏まえてどういう検討をしていかなければいけないかということ、これは今日の意見も含めてさらにあればいただいて整理をし、推進側の行政の課題として整理をしたいというふうに思っております。それが回収可能性と可逆性についての私からの回答でございます。

それから、先ほど使用済み燃料の貯蔵能力についての御意見がありましたけれども、その点については1点、暫定保管との関係が寿楽委員のほうからお話がありましたので簡単に付言をさせていただきます。今、いろいろなメディアを見ますと、地層処分ではなくて暫定保管をしたらいいのではないかなというようなご意見が散見されるところで、我々、いろいろな事業で行っている対話の中でもそういう議論が出てくるところであります。これは一言で言うと誤解が大きいかなというふうに思っております。つまり、使用済み燃料をしばらくどこかに保管、貯蔵しておくということと、最終的には地層処分をしなければいけないということは対立概念ではないはずでございます。政府としても、これは昨年のエネルギー基本計画でもそこは明確化したつもりでございますけれども、地層処分は必要なのでしっかりやっていく。しかし、使用済み燃料の貯蔵も

しっかりやっていくと、そういうふうに言っているところでございます。したがって、AかBかということで、地層処分はやらなくてもいいのではないかなという議論になっていくこと自体は非常に憂慮するところございまして、委員の方ともその点については共有できるのではないかなと思ってございますけれども、そこはコンパクトなものであって、暫定保管をすれば地層処分が不要になるというような逆のメッセージに捉えられないように、しっかり説明なり対話をしていきたいというふうに考えているところです。そういう意味においても、この中に地層処分の対概念ではない形で取り入れていくということを追求したいなというふうに考えているところでございます。

そんなようなこともあって、これは皆様から国民へ、この現時点での政府の方針をしっかり発信していったほうがいいというご議論を、前回までもたくさんいただきました。私も全くそのとおりだと思ってございまして、今回、この時期に、これはエネルギー基本計画でも早急にとというふうなダイレクションを受けているところなんですけれども、基本方針については留意すべきことは留意しながら改定を目指しつつ、それを踏まえていろいろな意味での国民への発信、対話というものにつなげていきたいというふうに考えているところでございます。その点、改めて申し上げてご理解をいただければなというふうに考えます。

以上でございます。

○増田委員長

ありがとうございました。

私も最後に1つだけ議論というか、意見を申し上げておきたいんですが、例の第三者委員会、第三者評価の関係なんですが、原子力委員会の見直しの委員会に私も入っていました。法改正も、その後、ご承知のとおりに行われたんですが、その見直しの一番これからいい形になるようにということで、もちろん複数の委員のいろいろな議論のもとに、ああいう報告書を出して見直しが行われてきたわけなんですけれども、当然今日お話を聞いていて、現実スタートしている原子力委員会に対していろいろ委員の皆さん方がご意見をお持ちになっているのも理解を十分します。独立性ですとか信頼性ですとか、あるいは実力ということについて——実力と言うと怒られるかもしれませんが、能力と言ってもいいかもしれませんが、それについて、いわゆるこちらサイドから、これから処分を進めていく上で、やっぱりどうしても先ほどからも委員ご指摘があったように、エネ庁のいわゆるバイアスということが国民から不信感を持たれることが致命的ですので、そういうことがない形にするためにも、今言った独立性ですとか信頼性ですとか能力といったことを十分兼ね備えた組織であってほしいと思うんですが、そのためには、今日ここであった議論を当然そのとおりに実現できればいいんですが、相手はまた同じ内閣の中であるとはいえ別

機関になっているので、全部それがきちんと向こうサイドで受け入れられるのかどうか、やっぱり議論が必要になると思います。最終的には閣議決定文書ですから、でき上がったものが今日のような形になっていけば一番いいわけですけども、したがって、今日あった議論をきちんと事務局から向こうサイドに伝えてもらって、向こうのほうと十分に議論していただくということが必要になると思いますので、そのことをぜひ事務局のほうにお願いをしたいということです。

それからあと、規制委員会の議論もありました。これも同じような部分があるかもしれません。ただ、規制委員会も、今見ていますとより独立性が強いところであるんですが、いずれにしても、そうしたところに今日の議論をきちんと伝えるということが必要かと思います。その上で可逆性、それから回収可能性、そして第三者委員会ということが大きなポイントになると思うんですが、そのほか、その他の論点にも幾つか意見がありましたので、これはこちらのほうで事務局のほうに取りまとめをしてもらいたい。

どういうことにするのかというと、今のところ、当然基本方針を改定するというので、これまでこの議論をしてきましたので、一応論点として必要なものは、きょうのこの議論で全部終えているんだろうというふうに思っています。これまでも幾つか、現在の基本方針の中に含まれておらず、その後の中間取りまとめの段階で合意されてきたことがございますので、それと、それから再開したこの委員会で議論してきたこと、きょうも含めてそれをできるだけきちんとした形で、しかし閣議決定の文書って固いので、国民にわかりやすくできるだけ書いてほしいという気持ちはありますが、それにしても、その考え方を含めて、早く国民の皆さん方のところでの議論もきちんと言うステップに進んでいくことが必要だろうというふうに思いますので、これから意見を取りまとめて、それで一つのたたき台を事務局の方で作っていただいて、それで、次回のこの委員会では、基本方針についてこういう形で盛り込むということについての是非を議論するという場にしていきたいと思うんですが、ただ、取りまとめて、その前に委員の皆さん方にこういう案でとお示しすることはもう少しやっぱり丁寧にやる必要があると思いますし、向こうの委員会との関係も事務局に議論してもらいたいと思うので、今いただいた意見を皆さん方のほうに一度お返しをして、それで事務局の方でまたそこで意見を聞いてきてもらった上で、もう一度皆さん方にまた、その基本方針の改定案というような形でお示しをして、それでこの場で議論するという形になれば一番いいかなというふうに思っています。このような形で一定の方向を出した上でこちらで議論するというようにしていきたいと思っていますが、事務局の方、大体そういう形でよろしいですか。

○伴委員

すみません、委員長。僕、ちょっと意見があるんですけども。

政府としてというか、経済産業省として、原子力委員会でここは動かしがたいというふうなお話だと思うんですけども……。

○増田委員長

第三者機関ということ。

○伴委員

第三者機関のことです。それで、次回にもう少し具体的に、どういうふうなミッション、あるいはそのために必要な能力、人員のこととか、原子力委員会の中のどういう組織としてそれをやっていくのかというアウトラインを少し、委員長は協議とおっしゃいましたけれども、内閣府の原子力委員会と協議しないといけないとかあると思いますけれども、その協議の上で相互に合意することとして、もう少し詳しく出していただいて、こういう組織とミッションと能力でやっていくんだと、これでいわば第三者機関としての位置付けをやりたいということを少し深掘りして出していただけませんかというお願いです。

○増田委員長

わかりました。向こうの方と、いずれにしてもどういう協議ができるかも含めてやらなければいけないと思うんですね。その中でこちらから話をすると。打ち返しがどういう形になるのか、閣議決定文書の中で決めるということは、その時点で両方で合意した範囲でということになると思うので、今の段階でどういう形で今のご要望にえられるかは、私は事務局の方にそれを行ってもらってということになります。

○伴委員

文言としてこうだということのももちろんあるんだけど、その前に……

○増田委員長

趣旨はわかります。できるだけ具体的なことを知りたいということだと思うので、そのことはご要望として承っておりますので、事務局から向こうの方にも伝えてもらうようにします。

それで、その上で、皆さん方のほうにどういう案文でこれから進めていきたいかということを2回ぐらいお示しして、それでここで議論すると、こういうやり方にしていければというふうに思っていますけれども、何かそういう進め方についてご意見があれば出しておいいただきたいと思います。そういうことでよろしゅうございますか。

事務局の方、大体よろしいですか。

それでは、今日いろいろご意見をいただきましたが、今言いましたように事務局の方でそれを整理して、それで委員の方にお戻しをする。また、その上で他の委員の皆さん方の意見も含めて、もう一度委員のほうにお戻しをして、それで次の審議で基本方針の改定案というような形でた

たき台ということで、ここで議論していきたいというふうに思います。

本日は以上でありますけれども、最後に次回のワーキングの予定について、それでは事務局のほうをお願いします。

○小林放射性廃棄物等対策室長

今、委員長の方に整理していただいたとおりで、事務局の方で鋭意進めていきたいと思いますので、日程はまたご調整させていただきます。いろいろご意見を頂戴しながらやりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○増田委員長

それでは、これで今日の委員会のほうは閉会にしたいと思います。どうもありがとうございました。

—了—